

**吉備中央町ビッグハートタウン定住奨励金のご案内**  
〔吉備中央町定住促進条例〕

若者の定住を促進し、町の担い手の確保を図ることにより、豊かで活力のある町づくりに寄与することを目的として奨励金等を交付する制度です。

平成17年4月1日施行

奨励金等の名称	金額	説明
住宅取得奨励金	対象住宅の固定資産税相当額あるいは上限10万円／年	町内に定住するため、延床面積50㎡以上の住宅を新築(又は建築後未使用の住宅を購入)した方に、最初に固定資産税が賦課された年を含め5年間交付します。(45歳以下)
就業奨励金	3万円	町内に居住する新規学卒者で、町内に定住の意志を持って就業した方に交付します。(30歳以下)
Uターン奨励金	3万円	本町に定住の意志を持って再転入(町外に1年以上居住)し、就業した方に交付します。(45歳以下)
	一人につき1万円	上記の方とともに転入した配偶者及び子がある場合、奨励金に加算します。
Iターン奨励金	5万円	本町に定住の意志を持って転入し、就業した方に交付します。(45歳以下)
	一人につき1万円	上記の方とともに転入した配偶者及び子がある場合、奨励金に加算します。
結婚祝金	夫婦一組に5万円	本町に定住の意志を持って婚姻した夫婦に交付します。(45歳以下)

注1. 吉備中央町に定住する方が対象となります。〔5年以上の居住確約書を提出していただきます。〕

注2. 奨励金の交付申請(住宅取得奨励金については認定申請)期限は、申請の要件が発生した日から2年以内です。

注3. 住宅取得奨励金の受付期間は、該当年度の8月1日～31日です。

注4. 就業奨励金、U・Iターン奨励金、結婚祝金については、いずれか1度のみでの交付となります。(旧町での交付を含みます。)

注5. 奨励金等の要件となる年齢は、申請する年度の4月1日現在〔住宅取得奨励金については最初の固定資産税賦課期日(1月1日)現在〕です。

注6. 詳細については、吉備中央町定住促進条例、同施行規則によります。上記以外の要件もありますので、詳しくは協働推進課(0866)54-1301へお問い合わせ下さい。